

大和市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第8号

大和市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

大和市開発登録簿閲覧規則（平成元年大和市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「街づくり計画部街づくり計画課」を「開発許可主管課」に改める。

第3条第1項中「まで」の次に「（正午から午後1時までを除く。）」を加える。

第4条中「（別記様式）」を削る。

第6条の次に次の2条を加える。

（様式）

第7条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第7条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	開発登録簿閲覧等請求書	第4条関係

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。